○動物用生物学的製剤基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
規格の部	規格の部
豚丹毒生ワクチン製造用原種菌	豚丹毒生ワクチン製造用原種菌
1 定義 アクリフラビン耐性弱毒豚丹毒菌小金井65-0.15株を液体培地で増殖させ、その培養液に安定剤を加え、凍結乾燥したもので、「豚丹毒生ワクチン」及び「 <u>豚熱</u> ・豚丹毒混合生ワクチン」の製造のための原種菌である。 (以下略)	1 定義 アクリフラビン耐性弱毒豚丹毒菌小金井65-0.15株を液体培地で増殖させ、その培養液に安定剤を加え、凍結乾燥したもので、「豚丹毒生ワクチン」及び「 <u>豚コレラ</u> ・豚丹毒混合生ワクチン」の製造のための原種菌である。 (以下略)